



吉川 慶一
市長 議員

「農地中間管理事業」の取り組みについて

質問

農業の担い手の状況、就農者（後継者）を増やす計画はどうか。また、農地中間管理

機構における農地集積、集約の進め方について伺う。

市長答弁

当市の担い手の状況は、平成26年3月現在で、203経営体であり、多様な人材を確保するため、農業の雇用や青年就農給付金等の施策を活用し、担い手の確保に努めていく。農地集積、集約化については、地域での話し合いを通じて、「人・農地プラン」により進めていく。



倉又 稔
議員

補助金の基本的考えについて

質問

当市は、平成30年には実質50億円の歳入不足に陥るともいわれている。例えそうでな

くても、今から歳出を極力抑える努力をしていかななくてはならない。補助金の見直しもその一つであるが、各市・町が合併前から行っていた補助金をそのまま継続している感は否めない。そのため、補助対象者として妥当であるか、当初の目的が既に達成していながら、継続して交付されているものはないか、など、合併10年を目前にして、補助金を原点に立ち返って見直す時期ではないか。

ごみ処理基本構想と次期ごみ焼却施設の今後の計画について

質問

次期ごみ焼却施設の規模について、設備を決定するときには、ごみ処理の状況、電気式生ごみ処理機の普及率が重要と考えるがどうか。ごみ焼却施設の候補地、ごみ焼却施設更新計画の住民説明はどうか。また、新設のごみ焼却施設

の完成までのスケジュールはどこまで進んでいるか。

市長答弁

ごみ処理の状況については、過去5年間では、リサイクル率は上昇しており、ごみの総量についても若干ではあるが減少している。電気式生ごみ処理機については、昨年度末までに658件の補助を行っており、およそ4パーセントの普及となっている。引き続き、広報などで周知を図り、普及に努めていく。

市長答弁

そこで、趣旨・目的の妥当性の判断、補助対象者の適正性の判断、補助率の決定方法については、補助金等交付規則及び個別の規則・要綱等に基づいて判断するとともに、目的が社会経済情勢や市の施策に合致しているか、公益性が確保されているか、

るかを検討し、適正な執行に努めている。期限の定めの有無については、補助金の既得権化を防ぎ、交付団体等の自主・自立を促すため、制度創設時に期限や交付回数を定めているが、期限等を定めていない補助金もあるため、見直しが必要であると考えている。



《その他質問項目》
○学校、保育施設の冷房設備の設置計画について

候補地については、定まりしだい、説明を行いたいと考えている。
スケジュールについては、現在、焼却方式を三方式に絞り込んだところである。